

Event「セッション」にも参加者の年齢は様々であった。

- (2) Luo 氏の報告資料 (*Ship Arrest Laws and Practice In PRC Maritime Courts*) ㊦ <http://www.cmi2012beijing.org/dcl/page/65642> (last visited 2013/1/10) から入手である。
- (3) 中国は、一九五二年アムステルダム条約、一九九九年アムステルダム条約のいずれにも加入していない。
- (4) 海上運賃先渡契約 (FFA) に基づく債権は海事債権ではないとした二〇一〇年の上海海事裁判所の判断が紹介された。
- (5) 外国での訴訟または仲裁手続中であっても、船舶が中国国内にある場合には中国法の定める手続にしたがってアムステルダム条約を適用することができる。
- (6) 本大会における「船舶競売」のセッションでは、この点について条約草案の作成が検討されている。
- (7) 日本民事保全法二〇条一項参照。
- (8) たとえば、債務者が故意に財産を隠匿または毀損するような場合にこの要件が満たされる。これに対して、債務超過や倒産の場合には、国内に執行可能な財産がある以上（債務者が「インポート」する定期船を運航している場合なども含む）、「アムステルダム条約」は認められない。
- (9) さらに改正法案が連邦議会に提出され、二〇一三年のはじめには成立する見込みであることが報告された。
- (10) Hartenstein 氏は、簡易裁判所は五千ユーロ以下の訴訟を管轄する裁判所であり、海事事件を処理する機関としては適当ではないと主張する。この点は改正法でも対処されていなくなっている。
- (11) 海事裁判所の管轄権については、事前で Carreira-Franceschi 氏が「*The Jurisdiction of the Maritime Courts at the Panama Canal*」という表題の原稿を配布された (<http://www.cmi2012beijing.org/dcl/page/65642> (last visited 2013/1/10))。
- (12) Radovich 氏が「*Offshore Activity-New Regulations and Contracts*」を報告した (<http://www.cmi2012beijing.org/dcl/page/65642> (last visited 2013/1/10) から入手である)。
- (13) Supplytime 2005 ㊦ https://www.bimco.org/en/Chartering/Documents/Time_Charter_Parts/SUPPLYTIME2005.aspx (last visited 2013/1/10) から入手である。
- (14) Timagenis 氏の報告原稿 (*Enforcement on Shipping Companies by Creditors*) ㊦ <http://www.cmi2012beijing.org/dcl/page/65642> (last visited 2013/1/10) から入手である。

万国海法会の将来…来たるべき数十年

藤田友敬

一 はじめに

北京国際会議の最終日である一〇月一九日の午前中に、「万国海法会の将来…来たるべき数十年」と題するセッションが開催された。一九九七年にアントワープで開催された万国海法会百周年国際会議において、やはり「万国海法会の将来」という表題のもと、万国海法会の運営方法や作業アシエンダに関する議論が行われ、その後の万国海法会のあり方に大きく影響を与えたが、一五年を経た北京会議において、再び万国海法会のあり方について議論する機会が持たれたわけである。

検討のための素材として、会議に先がけ、万国海法会副会長である Stuart Hetherington 氏から、「万国海法会——今後数十年に向けた将来——二〇一二年一〇月北京」と題する文書が各国海法会に送付された。当日は、まず万

国海法会会長 Karl-Johan Gombrii 氏が、①運営（財務、執行評議会、各国海法会の役割）、②作業プロジェクト（条約の履行、各国判例）、③新しい会員、④ウェブサイトとテクノロジ、⑤若年会員、⑥将来の会議、⑦諮問会員との関係、⑧出版物という八つのトピックを例示し議論を喚起した。これに対応して、各国海法会を代表して、さまざまな意見が述べられた。以下、それらの意見の概要を発言順に紹介した上で、(二)⁽³⁾、若干の感想を述べてむすびとしたい(三)。

二 議論の概要

1 エクアドル海法会

最初に Jose Apolo 氏（エクアドル海法会会長）が口火を切り、運営に関連し、現在ティチュラリー・メンバーは名誉会員と同様に会費納入義務を免除されており、このためその存在意義が薄れていること、各国海法会と万国海法会との間の意思疎通が十分うまく取れていないことを問題視する発言をした。

2 フランス海法会

次いで、Philippe Boisson 氏（フランス海法会会長）が、フランス海法会を代表して、長い意見を述べた。その要旨は次の通りである。

(1) 万国海法会の位置付——何をすべきか？ かつて万国海法会が、海事に関する国際条約作成のための主役であった時代があった。しかし、一九六七年に国際海事機関（IMO）が設立されて以降、その役割は次第に後退し、

現在では、主要な国際的法律文書は、政府間機関である国際海事機関、国連国際商取引法委員会といった機関によって作成されるようになっていった。国際海事機関においては、非営利団体である万国海法会は、諮問メンバーとしての立場で、積極的に参加する可能性を見いだしている。最初に考えなくてはならないのは、万国海法会はいわば国際海事機関の下請機関に甘んじているような現状に満足せざるを得ないのか、それともそれとは異なる存在意義を持つものか、ということである。フランス海法会は、万国海法会は次の二つの機能を果たしているのではないかと考える。

①規範作成の役割 フランス海法会は、万国海法会の条約作成能力については懐疑的である。現在では、各国が国際条約を採択することを促進する役割を主に担っているのは政府間機関である。しかし、国際的に規範の統一をもたらし手段としては、「了解覚書（memorandum of understanding）」、「モデル法、ガイドライン等」といったものもあり得る。万国海法会は、このようなソフトローの作成の領域において有益な機能を果たしうる。国際条約の条約がそれだけで十分であることは稀であり、条約の解釈や履行のための何らかの柔軟な補充的なルールが必要とされることが多い。

フランス海法会は、モデル法、ガイドライン、勧告、行為準則といったものを作成することにこそ万国海法会の存在意義があるのではないかと考える。そのために海事の実務にとって必要な法律問題を探り、特定することが課題となる。そしてそのためにも海事産業における他の非政府機関（たとえば国際船主協会（ICS）、ボルチック国際海運協議会（BIMCO）、国際タンカー船主協会（INTERNATANKO）、国際乾貨物船主協会（INTERCARGO）、国際保険連合（IUMI）、PI保険国際グループ、石油会社国際海事評議会（OCIMF）、国際救助者連合（ISU）、IAPH（国際港湾協会）と、さらにはオフショア活動に関する法的文書を作成するためにはオフショア産業とも関係を密にし協働することが必要となる。

② モニタリング機能 今ひとつの重要な役割は、国際条約の履行や国内裁判所における解釈を監視し、これに関する情報を広めることである。万国海法会と国際船主協会が協働してこの作業を開始したことは大変喜ばしく、各国海法会との緊密な関係のもと発展させられなくてはならない。フランス海法会は、フランス船主協会及びフランス政府とも接触しつつ、この作業に参加したい。

この領域では、すでに Francesco Berlingieri 氏による長年の貢献がある。しかし、万国海法会はさらに進まなくてはならない。国際海事条約の国内レベルの履行と解釈に関する情報を収集し、発信する責任者を指名すべきである。ウェブサイトに構築された海事条約の解釈に関する各国判例のデータベースは大変よい試みであるが、すべての海事条約が網羅されているわけではないし、またデータベースも定期的にアップデートされなくてはならない。

そして万国海法会はその初心を忘れるべきではない。万国海法会は、海事法の統一を促進を目指す「紳士のクラブ」であり、善意の専門家集団なのであって、業界の一部の利益のためのロビー集団や政治的なフォーラムでは決してないことを銘記すべきである。

(2) 万国海法会の組織 フランス海法会は、万国海法会がその役割を全うするために事務局は一層強化される必要があり、また運営・財務に関する事項と立法等の監視について一人の人間に権限を集中する必要があると考える。また万国海法会がその目標を達成するのに必要な財源を考えるなら、現在のように会費水準を大幅に下げることが望ましいことかどうかは疑わしいと思われる。

3 キリシヤ海法会

Gregory Timagenis 氏（キリシヤ海法会副会長）は、フランス海法会の意見に部分的に賛成しつつも、次のように

述べる。すなわち、万国海法会が元来有していた機能が国際海事機関や国際連合に移っていったことは確かであるが、海事法の統一・調和のために万国海法会が果たすべき役割は依然残っている。万国海法会は、ロッテルダム・ルールズに見られるように、最終的には国際条約になり得る文書の最初の草案を用意し、それを国際機関に送付することができるし、また現にそうしてきた。そしてひとたび統一条約が採択されたなら、今度は、それができるだけ統一的形式で適用されるように尽力するのも万国海法会の役割である。その一例として、海事法における責任制限についての手続的規律の問題が挙げられる。

また Timagenis 氏は、万国海法会の会員については、若干の会費を支払うが議決権はない個人会員という新たなカテゴリーを作ることを検討してはどうかという。さらに若年会員については、さまざまな試みがすでになされてきているが、執行評議会のメンバーに若年会員を加えることも検討してはどうかという。

4 スペイン海法会

Jose Goni 氏（スペイン海法会）は、各地域の団体との連携の重要性を説き、とりわけ万国海法会は、毎年会合を日開き、若い世代の法律家を生み出しているイベロアメリカ海事法機関 (Instituto Iberoamericano de Derecho Marítimo) にもっと注意を向けるべきであるとの意見を述べた。

5 アメリカ海法会

Robert Parish 氏（アメリカ海法会会長）は、まず財務の問題について次のように述べる。アメリカ海法会は、三千名の会員を擁する巨大な組織であるが、その第一の機能は万国海法会の会員であるということにある。同氏は、近

年の万国海法会の会費の大幅な減額には感謝しつつ、アメリカ海法会が、五〇年前の経済状況のもとで決められたのと同じだけのものを支払い続けなくてはならないものかということへの疑問を述べた。Paris氏はさらに続けて、次のように述べる。すなわち、執行評議会は何事を行おうと計画するにせよ、それが何のためになるのかということを目問すべきである。そして海事法の形成については、いまや公的機関が主流であり、私的団体の果たしうる役割は限られてきていることを認識すべきである。万国海法会の役割についての詳細な再検討を行うことには喫緊の必要があり、この問題を検討するための小さなグループを現在の万国海法会の執行部の外に設けるべきであるという。

6 中国海法会

Wang Pengnan氏（中国海法会）は、万国海法会は、世界各国の運送法に関する国内法を収集し、編纂し、ブックレットの形で公刊すべきであると述べた。

7 ベルギー海法会

ベルギー海法会は、万国海法会には四つの重要な基本理念がある旨を指摘した。それは、(1)政府機関及び非政府団体からの独立性を保つこと、(2)異なる文化、異なる法制といった地域的な差異が組織とその運営に反映されること、(3)使命として掲げる法の統一がまだ未達成であることを認識すること、(4)船主、造船者、金融機関、P I保険者、保険者、海事精算人といったあらゆる利害関係者と協議すること、であるという。

8 イタリア海法会

Francesco Siccardi氏（イタリア海法会）も、万国海法会の役割は再考されなくてはならないという。さらに同氏は、海難救助条約やヨーク・アントワープ規則に関するセッションを含む本会議のあらゆるセッションにおける熱心な議論にもかかわらず、何一つ見るべき成果が達成されておらず、それは一つには十分な協議の時間がなかったことによるが、各国海法会のメンバーは、国際会議に単なるツーリストとして参加するのではなく、もっときちんと準備をして臨むべきであり、また一部の海法会も問題をよく検討しておくべきであると批判した。

9 中国海法会

Chen Janzhong判事（中国海法会）は、万国海法会の役割は、非政府機関であることから自ずと制限されるとした上で、たとえば船舶競売に関する草案は、たとえ完成したとしても、条約にはならないかもしれないとの疑念を述べた。また裁判官の会合をおこなう方が条約の共通の解釈のために効果的な手段ではないかという。またそのこととの関係で、条約の適用・解釈をめぐるすべての判例法を網羅したデータベースの必要性を強調した。

10 アメリカ海法会

Lizabeth Burrell氏（アメリカ海法会）は、万国海法会憲章一条が、その目的を「あらゆる適切な方法や活動により海事法のあらゆる局面における統一に資すること」とし、「この目的のため、各国海法会の設立を促進し、他の国際機関との協力を努める」と定めていることに注意を喚起した。憲章は、当初から、伝統的なやり方以外の方法による法の統一をも予定していたのであり、これまでのやり方にとらわれないやり方で、万国海法会の目的を達成すべく

注意が払われなくてはならないと説いた。

11 オランダ海法会

Taco Van der Valk氏（オランダ海法会）は、新たな個人会員のカテゴリを設けるべきであるとのギリシア海法会の意見に反対するとし、またエクアドル海法会の懸念に対しては、ティチュラーリメンバー制というのは資金調達のためというより、個人を認識するためにあるのだと説明する。その上で、各国海洋会の会員間のコミュニケーションをより効率的に行うために、FacebookやLinkedInのようなソーシャル・ネットワーク・システム（SNS）に万国海法会のためのグループを立ち上げるべきであるとする。また万国海法会の文書はウェブに掲示し、それに対し広く意見を募るべきであるとする。またFrancesco Berlingieri氏が行ってきたデータベース作成は続けられなくてはならないが、あまりに時間がかかるために、多くの人は判決等の送付がされていないという問題があるという認識を示す。このため調査委員会のようなものを立ち上げるなど、何らかの改善策があるはずだとする。またルール形成のためには、条約解釈の統一の方が、万国海法会にとってはよい手段ではないかと述べた。

12 ドイツ海法会

Dieter Schwampe氏（ドイツ海法会）は、万国海法会の将来にとって、人材育成こそが鍵であるとし、万国海法会は、主として各国海法会を通じて、若年会員の育成に努めるべきことを強調した。また五つの西ヨーロッパの国が、共同で、その地域の若年の海事法律家のための会合を持ち回りで開催することを始めて六年経つ——次回会合はロッテルダム——が、それが非常に成功を収めていることに触れた。そして同様の試みは、他の地域でも可能であり、若

年法律家の育成に有益であるはずだと説く。

13 執行評議会メンバーからの反応

ここで執行評議会メンバーから、若干の発言がなされた。まずGombrin会長から、各国海法会と各国政府の関係がどうなっているかという点について質問が出された。Johanne Gauthier氏（副会長）が、カナダ海法会、アメリカ海法会、フランス海法会は、その委員会のメンバーに政府関係者を加えていると答えた。またカナダ海法会は、長年、政府機関との年一度の会合を持って来たと述べた。新たな海法会の設置のためのガイドラインでは、このような政府との交流の必要性が強調されており、各国海法会は、よりよい活動ができるためにどうすべきか考えるべきだとする。

Benoit Goeman氏（会計責任者）は、判例の収集について自分のアイデアをすでに執行評議会に示しており、執行評議会ではデータベースの改善策を検討中であることを報告した。またこれに関連してFrancesco Berlingieri氏が、各国海法会からの判例の情報があまりないと不満を述べてきたこと、各国海法会は質問状への回答はきちんとするが、最新の判決を送り続けるようなことはあまりしないこと、またBerlingieri氏は各国海法会に各国の判例要旨の翻訳も求めていることを述べた。

14 カナダ海法会

Christopher Grachi（カナダ海法会会長）は、同海法会のウェブサイトには、さまざまな資料をアップロードしているとして述べた上で、データベースの作成には膨大な手間暇がかかるのであり、それを一人の人間に行わせるのは無理

であるという。したがって、資料の作成は各国海法会に委ね、万国海法会側でそれを監督する者を置き、集まった資料をそのウェブサイトに掲載するという形をとるべきであるという。さらに各国海法会は検索可能な一定のフォームで判決をアップロードできるようにするとよいとする。

15 執行評議会メンバーからの反応

さらに執行評議会メンバーから、次のようなコメントがなされた。まず Hetherington 氏（副会長）が、国際条約がより広く批准されるように、国際海事機関法律委員会 (IMO Legal Committee) 及び国際船主協会 (ICS) と協働し、方策を模索中であること、それにより各国海法会と各国政府の間の意思疎通や協力も改善されるのではないかと思うとのコメントを述べた。

ついで Gauthier 氏（副会長）から、若い世代の法律家のために特別な会員資格を設ける必要はないけれども、万国海法会は彼／彼女らを歓迎すること、また教育し、その才能・技量を伸ばす機会を与えることは非常に重要だとの見解が示された。

16 アメリカ海法会

Burrell 氏（アメリカ海法会）から、同海法会が他の国と共同で開催している地域的な会合が、友好関係を深めるとともに、各国の制度や政府の役割といったことについての相互理解のためにも非常に役立っているとの見解が示された。そのような地域的な会合へ参加する障壁を低くし、地域的な会合のウェブサイトを作ることが望ましいとする。アメリカ海法会とカナダ海法会は定期的に共同会合を開催していることも付言された。

17 フランス海法会

フランス海法会の Patrice Rembauville-Nicolle 氏から、同海法会は会員資格に若年者とそうでない者の差を設けることはしていないが、若年法律家をできるだけ抜擢するようにしているとの発言があった。彼らが古い世代を押し、同海法会を運営できることを示すことが奨励されるという。加えて、万国海法会では英語とフランス語が公用語であり、大陸法と英米法の大きな違いを前提とするなら、フランス語を軽視してはならないとの感想も述べられた。

三 むすび

1 北京大会後の動向

二で見た通り、「万国海法会の将来」のセッションは、各海法会が思い思いの意見を述べただけで、とりたてて意見集約も行われず、「結論」として何か決定がなされたわけではない。このため、さして気にとめる必要はないと思われるかも知れない。確かに取るに足らない発言もなかったわけではない。しかし、今後の万国海法会の運営、ひいては日本海法会の活動のあり方にも影響を与えるであろう重要な意見も少なからず含まれていることには留意する必要がある。実際、北京会議の後、万国海法会の新会長となった Hetherington 氏は、各国海法会会長宛に送付された二〇一二年一月二三日付の手紙において、今後の万国海法会の課題や各国海法会の協力を期待する点を詳細に述べているが、そこでも「万国海法会の将来」のセッションの議論が大きく反映されている。

まず「万国海法会の将来」のセッションで出された提案のいくつかは、すでに実行に移されている（二〇一二年末

現在⁽⁷⁾。

第一に、他の非政府機関との連絡を密にするべきであるとの意見に対応して、二〇一二年総会の直後に招集された執行評議会において、早速、リストアップされた機関毎に接触すべき担当者が割り当てられた。

また条約の履行や批准の促進のための課題を探るべく、北京会議の総会直後に招集された執行評議会において、国際海事機関法律委員会及び国際船主協会との共同常設委員会が立ち上げられた。⁽⁸⁾

さらに Facebook や LinkedIn といったソーシャル・ネットワーク・システム (SNS) を活用することで、万国海法会の構成員、とりわけ若年会員間のコミュニケーションの活性化を図るという提案については、提唱者の Vander Valk 氏が主導し、新たなサイトが立ち上げられている。⁽¹⁰⁾

万国海法会の行うべき作業について検討するための、執行部とは独立の小規模なグループを立ち上げることに⁽¹¹⁾しても、新会長の積極的な見解が述べられている。多くの海法会によって言及された論点——万国海法会はソフトウェアの作成に大きく傾斜していくべきなのか、それとも条約草案の叩き作りも続けるべきか等⁽¹²⁾——については、そこで深く検討されることになるのであろう。⁽¹³⁾

2 今後の進展

さらに日本海法会としても、中長期的な対処を考えなくてはならない問題もある。

(1) 各国判例に関するデータベースの整備 「万国海法会の将来」のセッションにおいて、多くの海法会がその重要性を強調したのは、国際条約の解釈にかかる各国判例法のデータベースの構築・整備である。すでに万国海法会のウェブサイトに、若干の情報が載せられているものの、あまりにも不十分である。万国海法会においても、今後

より組織的に万国海法会を通じた各国判例の情報收拾が行われる可能性は少なくないと思われる。⁽¹⁴⁾

仮にそうなった場合、いかに対処するか。提供すべき判例の選択、英文による判決要旨の作成といった作業は多大の労力を要する。それは日本海法会がこれまで行ってきた国際作業部会・国際小委員会からの質問状への回答等に要する作業の比ではない。そこで、そのような労力には値しないと判断し、消極的に対応するか、それとも日本法に関する情報を海外に積極的に広めるいい機会だととらえ積極的に取り組むのか。⁽¹⁵⁾ 公益財団法人としての日本海法会にふさわしい仕事とも思われる反面、自国判例の英語による紹介といった作業の持つ意義に、わが国の法律家（とりわけ実務家）の共感・賛同が得られるか、心許ない面もある。

(2) 地域的な会合 いくつかの海法会から指摘された地域的な会合については、すでにいくつかの先例がある。ドイツ海法会が言及したのは西ヨーロッパにおける試みであるが、アメリカでも同種の試みがなされているようである。⁽¹⁷⁾ アジアでも、今後似た試みがなされるかもしれない。すでにシンガポール海法会は、「アジア海事法コンファレンス」なる会合を行っており、二〇一三年四月には、その第五回が開催されるようである。このコンファレンスにはアジア各国からの参加者が期待される。今後は、万国海法会の主催する国際会議・コロキウム以外に、この種の地域的な会合への参加、⁽¹⁸⁾ さらには地域的な会合の開催といったことも、日本海法会の活動に含まれてくる可能性がある。

(3) 海事の領域の若い法律家の育成 「万国海法会の将来」のセッションでは、若い法律家の育成の必要性も、異論なく強調された。Hetherington 会長から万国海法会会長宛の手紙の中でも、アメリカ海法会が若年法律家のための特別の常設委員会を設けていること、ヨーロッパの一部の海法会が共同して若年法律家のためのセミナーを定期的に開催していること⁽¹⁹⁾ について言及しつつ、その他の海法会においても同種の試みがなされることを期待すると述べられている。さらに Hetherington 会長は、若年法律家にさまざまなチャンスを与えることの重要性にも触れ、国際

作業部会の活動にもできるだけ若年法律家を登用する意向であるとして、各国海法会から適切な人材の推薦を求めている。

日本海法会では、若年会員のための特別のプログラムや委員会は特に用意していない。しかし万国海法会や各国海法会の動向を踏まえると、少なくとも、万国海法会主催の国際会議・コロキウム（近年は例外なく若年会員のためのプログラムが用意されている）への派遣者選定のあり方、国内の委員会等の構成等において何らかの配慮をする必要はあるように感じられる。

- (1) 山下友信「万国海法会の将来」海法会誌復刊四一号一三九頁（一九九七年）参照。
- (2) 発言者の多くは各国海法会の会長等主要メンバーであり、その発言は当該海法会の意見と考えてよいと思われるが、一部には、発言資格がはきりしないものも含まれている。以下では、便宜上、(執行評議員を除き) 発言者の所属海法会の意見として表記しておく。
- (3) 以下の紹介は、各人の発言として筆者が理解した内容の概要であり、発言そのものの正確な再現ではない。
- (4) なお、藤田友敬「万国海法会二〇一二年総会報告」本誌本号二七頁参照。
- (5) もっとも提案の中には否定的な回答がなされているものもある。たとえば、事務局機能の拡充(二)については、Hetherington 新会長の二〇一二年一月三日付の手紙の中で、費用的に無理であるとされている。
- (6) 二二参照。
- (7) 二二参照。
- (8) 議長は、Louis Mbanefo 氏(執行評議員)、レポーターは Deudion Radadis 氏(キリシヤ)。
- (9) 二二参照。
- (10) 二〇一二年二月、LinkedIn に“Comité Maritime International (CMI)”というグループが設定された。
- (11) 二五参照。
- (12) ソフトローの重要性については、おおむね共通していたものの、万国海法会が条約作成への関与を完全に放棄すべきかどうか

については、北京会議においてもニュアンスが分かれた(二二及び三参照)。

- (13) なお、万国海法会の変質や、ルール形成のプロセス、特徴について、藤田友敬「国際商取引における規範形成：万国海法会を例として」ソフトロー研究(二二)七頁(二〇〇八年)参照。
- (14) この点は、総会においても確認された(藤田友敬「万国海法会二〇一二年総会報告」本誌本号二二〇頁参照)。執行評議会において Benoit Goeman 氏(執行評議員)が担当することが了承されているようであるが、これまで行われてきた Francesco Barlingieri 氏の作業との関係の調整等、若干の課題を抱えているように思われる。
- (15) かつて特定領域研究「21世紀におけるわが国の国際取引関係法の透明化と充実化——Doing Cross-border Business with/in Japan のために」(通称「日本法の透明化」プロジェクト)では、英文による日本判例のデータベースを構築した。
- (16) 二二参照。Schwamp 氏が言及しているのは、ベルギー、イギリス、フランス、ドイツ、オランダ海法会の共催による二日間セミナーではないかと思われる。二〇〇六年に開始したこのセミナーは各国が順次ホスト国となるものである(これまでロンドン、ロッテルダム、アントワープ、ハンブルク、パリで開催されている)。
- (17) たとえば、アメリカ海法会、イペロアメリカ海法機関の共催の会合(フエルトリコ・サンホセ、二〇一三年一月三〇日～二月二日)が行われる旨が、万国海法会ウェブサイトに予告されている。
- (18) 第五回アジア海法会コンファレンスへの参加については、Hetherington 会長からの二〇一二年一月三日付の手紙において、「香港、中国、インドネシア、フィリピン、日本、韓国の各海法会からの代表者が出席することが望まれる」(傍点筆者)と明示的に触れられている。
- (19) 注(16)参照。